

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日(当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇規 則 災害救助法施行細則の一部を改正する規則(社会課)

看護職員修学資金貸付規則の一部を改正する規則(医務課)

理学療法士及び作業療法士修学資金貸付規則の一部を改正する規則(〃)

公布された規則のあらまし

◇災害救助法施行細則の一部を改正する規則

- 一 応急仮設住宅の一戸当たりの設置基準面積を現行「二三・一平方メートル」から「二六・四平方メートル」に引き上げることとした。(別表第一関係)
- 二 救助のため支出できる費用の限度額を次のとおり引き上げることとした。(別表第一関係)

救助の種類		支出することができる費用の限度額	
現行		改正後	
応急仮設住宅の供与(一戸当たり) 炊き出しその他による食品の給与 (一人一日当たり)	九八四、〇〇〇円	一、一五八、〇〇〇円	
	七五〇円	七七〇円	
	一人世帯	二四、五〇〇円	一五、〇〇〇円
	二人世帯	一八、四〇〇円	一九、一〇〇円
	三人世帯	二六、九〇〇円	二八、〇〇〇円
	四人世帯	三二、二〇〇円	三三、四〇〇円
	五人世帯	四〇、七〇〇円	四二、三〇〇円
	六人以上 一人増すごとに 加算する額	五、九〇〇円	六、一〇〇円
	冬期 十月一日から 翌年三月三十一日まで	一人世帯 二二、五〇〇円 二人世帯 三〇、三〇〇円 三人世帯 四二、一〇〇円 四人世帯 四九、三〇〇円 五人世帯 六一、七〇〇円	一人世帯 二四、五〇〇円 二人世帯 三二、三〇〇円 三人世帯 四四、一〇〇円 四人世帯 五一、三〇〇円 五人世帯 六四、二〇〇円
	夏期 四月一日から 九月十日まで	一人世帯 二四、五〇〇円 二人世帯 一八、四〇〇円 三人世帯 二六、九〇〇円 四人世帯 三二、二〇〇円 五人世帯 四〇、七〇〇円	一人世帯 一五、〇〇〇円 二人世帯 一九、一〇〇円 三人世帯 二八、〇〇〇円 四人世帯 三三、四〇〇円 五人世帯 四二、三〇〇円

小学校児童(一人当 たり)	住宅の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けたり被褥を帯に對して行うもの													
	冬期 十月一日から翌年三月三十一日まで						夏期 四月一日から九月三十一日まで							
	六人以上増す ごとに加算する額	一人増す ごとに加算する額	五人世帯	四人世帯	三人世帯	二人世帯	一人世帯	六人以上増す ごとに加算する額	五人世帯	四人世帯	三人世帯	二人世帯	一人世帯	六人以上増す ごとに加算する額
三、四〇〇円	二〇九、〇〇〇円	二、七〇〇円	二一、三〇〇円	一六、九〇〇円	一四、三〇〇円	一〇、〇〇〇円	七、五〇〇円	二、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一一、八〇〇円	九、七〇〇円	六、五〇〇円	四、八〇〇円	八、四〇〇円
三、五〇〇円	二四六、〇〇〇円	二、九〇〇円	二二、一〇〇円	一七、六〇〇円	一四、八〇〇円	一〇、四〇〇円	七、八〇〇円	二、一〇〇円	一五、六〇〇円	一二、二〇〇円	一〇、一〇〇円	六、七〇〇円	五、〇〇〇円	八、七〇〇円

四 この規則は、公布の日から施行し、平成元年四月一日から適用することとした。

日 当	区 分	金 額	
		現 行	改 正 後
医師及び歯科医師		一三、〇〇〇円	一三、九〇〇円
薬剤師		八、八〇〇円	九、四〇〇円
保健婦、助産婦及び看護婦		七、八〇〇円	八、三〇〇円
土木技術者及び建築技術者		一一、八〇〇円	一三、三〇〇円
大工、左官及びとび職		一一、六〇〇円	一三、一〇〇円

三 実費弁償の額を次のとおり引き上げることとした。(別表第二関係)

学用品の 給与	中学校生徒(一人当 たり)	三、六〇〇円	三、七〇〇円
埋 葬	大人(一 体当 たり)	一一九、〇〇〇円	一二七、〇〇〇円
	小人(一 体当 たり)	九五、二〇〇円	一〇一、六〇〇円
死体の処理(一 体当 たり)		二、六〇〇円	二、七〇〇円
障害物の除去(一 世帯 当 たり)		七一、〇〇〇円	七三、九〇〇円

◇看護職員修学資金貸付規則の一部を改正する規則

- 一 看護職員修学資金の額を次のとおり引き上げることとした。
(第四条関係)

区 分	修学資金(月額)	
	現 行	改 正 後
保健婦、助産婦又は看護婦若しくは看護士の養成施設に在学する者に貸し付ける資金	二万六千円	二万九千円
准看護婦又は准看護士の養成施設に在学する者に貸し付ける資金	一万二千円	一万四千円

- 二 この規則は、公布の日から施行し、平成元年四月一日から適用することとした。

◇理学療法士及び作業療法士修学資金貸付規則の一部を改正する規則

- 一 修学資金の貸付月額を現行「二万六千円」から「二万九千円」に引き上げることとした。
二 この規則は、公布の日から施行することとした。
三 所要の経過措置を講ずることとした。

規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年九月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十七号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和三十五年三月鳥取県規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の2の(三)中「二三・一平方メートル」を「二六・四平方メートル」に、「九八四、〇〇〇円」を「一、一五八、〇〇〇円」に改め、同表第二号の1の(二)中「七五〇円」を「七七〇円」に改め、同表第三号の

3の(一)の表中

一四、五〇〇円	一八、四〇〇円	二六、九〇〇円
一一三、五〇〇円	三〇、三〇〇円	四二、一〇〇円
三二、二〇〇円	四〇、七〇〇円	五、九〇〇円
四九、三〇〇円	六一、七〇〇円	八、四〇〇円

を

一五、〇〇〇円	二四、五〇〇円
---------	---------

円	一九、一〇〇円	二八、〇〇〇円	三三、四〇〇円	四二、三〇〇円
円	三一、五〇〇円	四三、八〇〇円	五一、三〇〇円	六四、二〇〇円
	六、一〇〇円	に改め、同号の3の(ロ)の表中		
	八、七〇〇円	に改め、		
		四、八〇〇円	七、五〇〇円	

六、五〇〇円	九、七〇〇円	一一、八〇〇円	一五、〇〇〇円
一〇、〇〇〇円	一四、三〇〇円	一六、九〇〇円	二二、三〇〇円

二、〇〇〇円	五、〇〇〇円	六、七〇〇円	一〇、一〇〇円
二、七〇〇円	七、八〇〇円	一〇、四〇〇円	一四、八〇〇円

一一、二〇〇円	一五、六〇〇円	二、一〇〇円
一七、六〇〇円	二二、一〇〇円	二、九〇〇円

第六号の3中「二〇九、〇〇〇円」を「二四六、〇〇〇円」に改め、同表第八号の3の(ロ)中「三、四〇〇円」を「三、五〇〇円」に、「三、六〇〇円」を「三、七〇〇円」に改め、同表第九号の3中「一一九、〇〇〇円」を「一二七、〇〇〇円」に、「九五、二〇〇円」を「一〇一、六〇〇円」に改め、同表第十一号の4の(ロ)中「二、六〇〇円」を「二、七〇〇円」に改め、同表第十二号の3中「七一、〇〇〇円」を「七三、九〇〇円」に改

める。

別表第二第一号の1の(ロ)中「二三、〇〇〇円」を「二三、九〇〇円」に改め、同号の1の(ロ)中「八、八〇〇円」を「九、四〇〇円」に改め、同号の1の(ロ)中「七、八〇〇円」を「八、三〇〇円」に改め、同号の1の(ロ)中「一一、八〇〇円」を「一三、三〇〇円」に改め、同号の1の(ロ)中「一二、六〇〇円」を「一三、一〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成元年四月一日から適用する。

看護職員修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年九月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十八号

看護職員修学資金貸付規則の一部を改正する規則

看護職員修学資金貸付規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「二万六千元」を「二万九千元」に改め、同項第二号中「一万二千元」を「一万四千元」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の看護職員修学資金貸付規則（以下「改正後の規則」という。）第四条第一項の規定は、平成元年四月一日から適用する。

3 平成元年三月三十一日以前に看護職員養成施設に入学した者に係る修学資金の額については、改正後の規則第四条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

例による。

理学療法士及び作業療法士修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年九月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十九号

理学療法士及び作業療法士修学資金貸付規則の一部を改正する規則
 理学療法士及び作業療法士修学資金貸付規則（昭和四十九年三月鳥取県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「二万六千円」を「二万九千円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 平成元年三月三十一日以前に修学資金の貸付けを受けている者に係る修学資金の額については、この規則による改正後の理学療法士及び作業療法士修学資金貸付規則第四条第一項の規定にかかわらず、なお従前の